



償却資産（固定資産税）の申告はお済みですか？

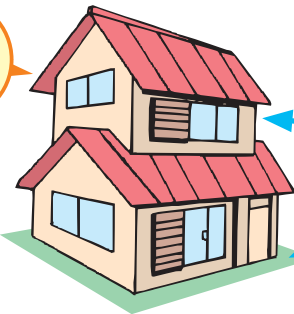
申告は1月31日まで

Q1 償却資産って何ですか？

A 償却資産とは、土地や家屋以外の**事業用資産**です。

資産

家屋

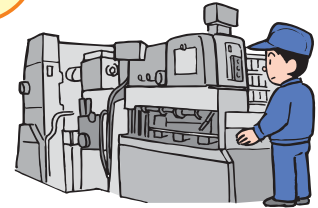


土地

固定資産税の対象

償却資産

事業用資産



※自動車及び軽自動車等は除外

Q2 償却資産の対象になるものは何ですか？

A 1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産です。

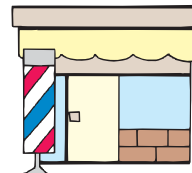
償却資産の対象となるもの（例）

飲食店



- ・厨房設備
- ・レジスター
- ・カラオケセット
- ・冷蔵庫 など

理容業・美容業



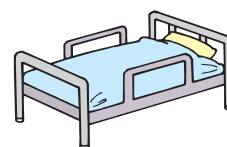
- ・理・美容椅子
- ・洗面設備
- ・タオル蒸し器
- ・サインポール など

小売店



- ・商品陳列ケース
- ・冷蔵庫
- ・自動販売機
- ・冷蔵ストッカー など

医院



- ・ベッド
- ・手術台
- ・X線装置
- ・調剤機器 など

Q3 申告はどのようにすればよいですか？

A 様式が定められていますので、各市区町村の税務担当に問い合わせ、申告書を取り寄せ、申告してください。

償却資産の所有者には、法令により申告する義務があります！

※未申告には過料が科せられます。虚偽申告には懲役又は罰金が科せられます。

Q4 具体的な評価額の計算はどのようにするのですか？

A 以下のような計算を行います。

1. H18年5月に冷蔵庫(耐用年数13年)を¥500,000で取得した場合(前年中取得の場合)

取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率※ = 評価額

¥500,000 × 0.919 = ¥459,500 (H19年の申告額)

2. H17年5月に厨房設備(耐用年数13年)を¥2,000,000で取得した場合(前年前取得の場合)

取得価額 (¥2,000,000) × 減価残存率※ (0.919) = 評価額 (¥1,838,000) (H18年の申告額)

前年度の評価額 × 前年前取得のものの減価残存率※ = 評価額

¥1,838,000 × 0.838 = ¥1,540,244 (H19年の申告額)

※減価残存率は耐用年数、取得時期によって異なります。

Q5 税額はどのように計算されますか？

A 償却資産(固定資産税)の税額は次のように求めます。

税額 (100円未満切り捨て) = 課税標準額※ (1,000円未満切り捨て) × 税率

※課税標準額とは、Q4の評価額のことです(特例が適用される場合があります。)

〔減価残存率表〕

耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの
⋮	⋮	⋮
12	0.912	0.825
13	0.919	0.838
14	0.924	0.848
⋮	⋮	⋮

お問い合わせ先